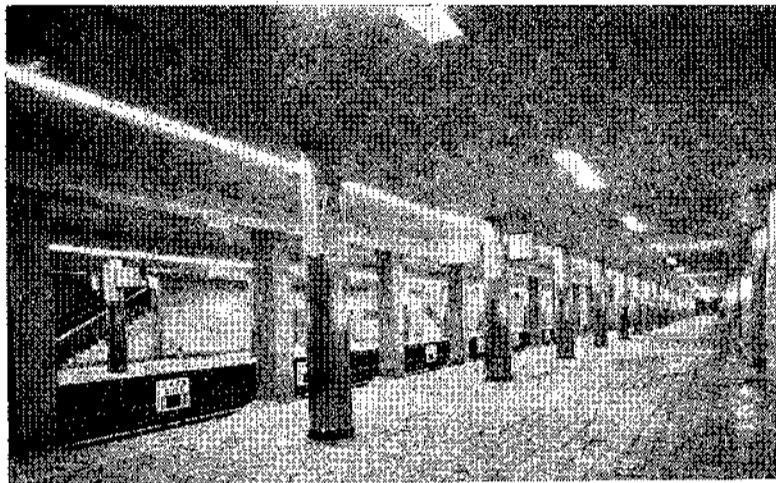


市政メモ

— 大阪市の水道 (昭35.4) —
 上水道 給水人口 2,880,000人 給水能力
 1日 1,222,000立方メートル
 浄水場2 配水場3 加圧ポンプ場4
 送水幹線2 配水幹線11
 配水管延長 3,013キロメートル
 工業用水道 給水能力 1日95,500立方メートル
 浄水場1 配水場1
 配水管延長 42キロメートル

都心と住宅街を結ぶ

地下鉄1号線 西田辺—あびこ間が開通



ろすグリーンの壁にステンレスの柱の地下鉄長居駅プラットフォーム

梅田—あびこ27分

七両編成で輸送力も増強

スピードと大輸送力を誇る地下鉄は都市交通の花形。いよいよ今日一日から従来の地下鉄1号線梅田—あびこ間が延伸し、同時に輸送力の増強を目指して七両編成が実現しました。一方、地下鉄1号線は一日に値上げされました。

行きつまった都市交通を打開し、二・五キロの延伸で、吹田市垂水から年々急増する乗客をさらうためには、市内を南北に貫く1号線に、地下鉄を一日に値上げし、乗客の負担を軽減し、長居—我孫子間の西田辺—長居—我孫子間に近い西田辺—長居間から本町まで延伸し、一日に値上げされました。

までの広い地域は都心部と直結し、交通の便は非常によくなりました。今までは五両編成で運行していましたが、七両編成に増強されたことにより、乗客の負担を軽減し、長居—我孫子間の西田辺—長居間から本町まで延伸し、一日に値上げされました。



あびこ車庫完成

七両編成に増強されたことにより、乗客の負担を軽減し、長居—我孫子間の西田辺—長居間から本町まで延伸し、一日に値上げされました。

大正・旭の四区に 中小企業会館が完成

大正区、旭区に中小企業会館が完成しました。今までの三区とあわせて七区にできたこととなります。

大正区産業会館：大正区大正通り
 旭区産業会館：旭区生江町
 二、旭区産業会館：旭区生江町
 三、旭区産業会館：旭区生江町

先月から施行 不動産の不法転売に 罰則を設けた。刑法 不動産の不法転売に 罰則を設けた。刑法 不動産の不法転売に 罰則を設けた。

不法占拠は刑事犯に なる。不法占拠は刑事犯に なる。不法占拠は刑事犯に なる。

車庫併設の あびこ車庫完成。あびこ車庫完成。あびこ車庫完成。

好評の区役所結婚相談。六組が「ゴールイン」。六組が「ゴールイン」。

通知「届く」 阪神都市圏調査。通知「届く」 阪神都市圏調査。

市観光バスでのご案内。市観光バスでのご案内。

参加資格 各区民に限る。参加資格 各区民に限る。

市民見学会 施設18回

参加資格 各区民に限る
 見学会
 第一期 7月19日(住吉区・南区)
 第二期 7月26日(東淀川区・東区)
 第三期 8月2日(東淀川区・西成区)
 第四期 8月9日(東淀川区・西成区)
 第五期 8月16日(東淀川区・西成区)
 第六期 8月23日(東淀川区・西成区)
 第七期 8月30日(東淀川区・西成区)
 第八期 9月6日(東淀川区・西成区)
 第九期 9月13日(東淀川区・西成区)
 第十期 9月20日(東淀川区・西成区)
 第十一期 9月27日(東淀川区・西成区)
 第十二期 10月4日(東淀川区・西成区)
 第十三期 10月11日(東淀川区・西成区)
 第十四期 10月18日(東淀川区・西成区)
 第十五期 10月25日(東淀川区・西成区)
 第十六期 11月1日(東淀川区・西成区)
 第十七期 11月8日(東淀川区・西成区)
 第十八期 11月15日(東淀川区・西成区)

地下鉄の料金が変わりました

| | | |
|------------|----------|------------|
| 普通券 | 大人 20円 | 小児 10円 |
| 回数券 | 10回つどり | 190円 |
| 身体障害者特別割引券 | 1回 | 10円 |
| 定期券 | 1ヵ月 730円 | 3ヵ月 1,970円 |
| 通勤学 | (甲) 465 | 1,255 |
| | (乙) 400 | 1,080 |
| 普通 | 大人 1,000 | 2,700 |
| | 小児 500 | 1,350 |

・回数券の券面との引換には1枚につき5円の差額をいただきます
 ・回数券は10月から無効となります
 ・身体障害者の方には市営交通機関共通の料金割引証(1年間有効)を亮し上げますから福祉事務所までお申出下さい